個人型確定拠出年金の加入手続等について

1　個人型確定拠出年金の概要

「個人型確定拠出年金」は、基礎年金（１階部分）、厚生年金保険（２階部分）などの公的年金に上乗せして給付を受ける任意加入の私的年金（３階部分）のひとつです。

詳細は、厚生労働省作成のリーフレット（別紙１－１・１－２）を参照ください。

【加入に当たっての留意点】
- ○ 拠出限度額（掛金限度額）は、年額14万４千円（月額１万２千円）となります。
- ○ 掛金（積立金）の運用は、加入者自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動する仕組みです。（運用商品の中には、元本を保証する運用商品もあります。）
- ○ 老後の資産形成を目的とした制度のため、原則60歳まで引き出すことができません。
  ※60歳以上で加入された場合、加入日から5年経過しないと引き出すことができません。
- ○ 加入時の手数料や毎月の口座管理費等がかかります。（金融機関等により額が異なります。）

2　加入手続等について

(1) 加入までの流れ

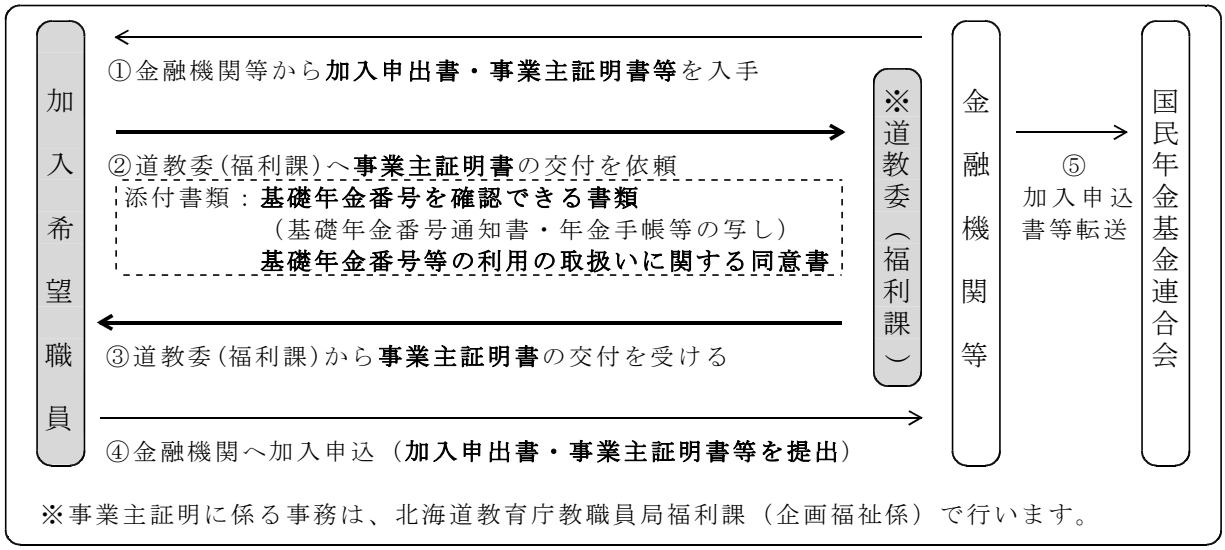

※事業主証明に係る事務は、北海道教育庁教職員局福利課（企画福祉係）で行います。

(2) 対象職員

令和4年5月1日より確定拠出年金法第62条第１項第２号に定める65歳未満の厚生年金保険の被保険者で、道教委が当該被保険者の事業主負担金を負担している次の職員が対象となります。

①北海道教育委員会事務局職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。以下同じ。）
②道立学校職員
③市町村立小学校・中学校、義務教育学校及び定時制高校の職員（札幌市を除く）

(3) 事業主証明書について

個人型確定拠出年金への加入は、事業主（北海道教育委員会）による証明が必要となります。証明書の交付には、次の書類を提出先へ送付ください。

※所属を経由する必要はありません。
※「第２号加入者に係る事業主の証明書」は、所属へ加入希望者あての親展で返送いたします。

【提出書類】

①第２号加入者に係る事業主の証明書
※短期共済組合員または共済非加入者については事業主登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書を使用します。
（加入される金融機関等から入手してください。）

②基礎年金番号を確認できる書類（下記の何れかの写し）
※氏名と基礎年金番号が記載された部分をコピーしてください。
・基礎年金番号通知書
・年金手帳

・「ねんきん定期便」（公立学校共済組合から送付されています。）
・給付算定基礎額残高通知書（公立学校共済組合から送付されています。）

③基礎年金番号等の利用の取扱いに関する同意書

【提 出 先】
北海道教育庁教職員局福利課企画福祉係
〒０６０－８５４４　札幌市中央区北３条西７丁目道庁別館９階
連絡先　０１１－２０４－５７３５（直通）
※封筒に「確定拠出年金加入手続書類在中」と記載してください。

(4) 掛金の納付方法
「個人払込」としてください。
※本制度は、「個人払込」と「事業主払込(給与天引)」を選択可能ですが、掛金納付先となる「国民年金基金連合会」の掛金納付手続きと北海道教育委員会の給与支払手続きとの連動が困難であるため、「個人払込」のみの取扱いとなります。

3　その他

(1) 年末調整について
個人型確定拠出年金として納付した掛金は、全額所得控除されます。
掛金収納機関である「国民年金基金連合会」から加入者あてに「掛金払込明細書」が送付されますので、年末調整時に「給与所得者の保険料控除申告書」に必要事項を記入の上、送付された「掛金払込明細書」を添付し所得控除を受けることとなります。

(2) 加入後の異動（転職）等について
次の場合は、「個人型確定拠出年金」の加入は継続できますが、改めて異動（転職）先において「事業主の証明書」の提出が必要となります。
例①～知事部局(公立学校共済から地共済に加入）に異動した場合
例②～国や他の地方公共団体に割愛等により採用された場合
例③～転職した場合